



新型コロナウイルス感染症で  
影響を受けている

# 神奈川県民の みなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご活用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活資金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2020年4月27日現在）

給付金等

一人当たり

10万円

すべてのみなさまに

児童一人当たり

1万円

子育て世帯

平均賃金の

80%補償

業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで無給や減給

収入減で家賃が払えない

貸付

主に休業された方等向け

失業された方等向け

最大

単身世帯

複数世帯

20万円

月15万円以内

月20万円以内

休業・失業等で生活資金に不安  
生活福祉資金の貸付

猶予

納税が今は厳しい

国民年金保険料等が払えない

水道料金等の支払いが厳しい

詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症について」

神奈川 コロナ 総合情報 🔍

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html)



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

045-285-0536 平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら 4 [その他] を選択してください。

# 神奈川県民のみなさまへ

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

給付金等	すべてのみなさまに	特別定額給付金	一人当たり <b>10万円</b>	住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 <b>一人当たり10万円を給付</b> します。	各市町村または 総務省コールセンター ☎ 03-5638-5855
	子育て世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童一人当たり <b>1万円</b>	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、 <b>対象児童一人当たり1万円を支給</b> します。	各市町村
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の <b>80%</b> 補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 <b>労災保険給付の対象</b> となります。	各労働基準監督署
	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の 傷病手当の支給		新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。	各市町村
	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給 対象範囲拡大		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市在住 各市の自立相談支援機関 町村在住 県の自立相談支援機関
貸付	休業・失業等で生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 主に休業された方等向け	最大 <b>20万円</b>	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内	各市区町村社会福祉協議会 県社会福祉協議会 HP参照
		総合支援資金（生活支援費） 主に失業された方等向け	単身世帯 月 <b>15万円</b> 以内 複数世帯 月 <b>20万円</b> 以内	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	県税の納税等の猶予		県税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。	各県税事務所
	国民年金保険料等が払えない	国民年金保険料 免除・納付の猶予		失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町村
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予		上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられます。	お住まいの水道局